

# 麻績村いじめ防止のための基本方針

平成31年3月

麻績村・麻績村教育委員会

# 一 基本的な方向

## 1 目指す方向

- (1) 教職員が自らの人権感覚を磨くとともに、すべての児童生徒が、いじめを許さず、自他ともに尊重しながら、人間関係を築くことができるようにし、安心して学習やその他の活動に取り組めるよう、未然防止に努める。
- (2) 児童生徒が自己有用感を感じたり、自己肯定感を高めたりすることができる機会を設けるようにする。
- (3) 児童生徒を大勢の大人の目で見守るとともに、児童生徒や保護者が相談しやすい環境を整え、いじめが重大事態に発展する前に早期発見・早期対応に努める。
- (4) いじめが起きたときは、いじめられた児童生徒の心身の安全を第一に、児童生徒の気持ちに寄り添い、学校、家庭、その他の関係者が連携して支援・指導を継続し、いじめ問題を乗り越えることを目指す。

## 2 いじめの認知

いじめの定義は、「いじめ防止対策推進法」第2条により次のとおり規定されています。

『いじめ』とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

学校では、上記のいじめの定義に基づき、個々の行為が「いじめ」に当たるのかどうかの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立ち、本人や周辺の状況等を客観的に確認するなどして、学年会、いじめ不登校対策委員会等により、複数の教員で行う。

また、いじめられた児童生徒の気持ちに寄り添い、ささいなけんかやふざけ合いであっても軽視せずに、いじめの可能性のある事象について広く認知の対象とする。

# 二 いじめ防止対策

いじめはどの児童生徒にも、どの学級にも起こり得るものであることを十分認識し、いじめの件数が多いか少ないかではなく、生じた際に、いかに迅速に対応し、真の解決に結びつけることができるかを重要視する。

そのため、本基本方針を基に、学校に設置されている「いじめ不登校対策委員会」を中核に全職員が共通理解し、保護者の協力を得たり、学校が村教育委員会や関係機関等と連携したりして、いじめ防止等の取組を推進する。

## (1) 未然防止の取組

すべての児童生徒を対象に、児童生徒が本来もっているよさや可能性を引き出すなどの予防的・開発的な生徒指導を推進し、健全な社会性を育むとともに豊かな情操を培い、相手の気持ちや立場を慮り、自分も相手も大切にすることを養う。また、児童生徒が過度なストレスをため込まないようにするとともに、ストレスを感じた場合でも適切に対処できる力を育む。

### ア いじめの起きにくい学校、学級づくり

#### (7) 日々の授業の充実

- ・ 「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業改善と学習内容の確実な定着。
- ・ 授業中のルールを明確にした規律のある学習環境づくり。
- ・ 思いやり・友情・生命の尊重・正義・公正公平・よりよい社会の実現などの内容項

目を扱う場面で、児童生徒が自分自身の実生活や体験に目を向けられる道徳教育の充実。

#### (イ) 児童生徒が主体的に取り組む活動の位置づけ

- ・相手の感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考えを伝えたりすることができるコミュニケーション活動の設定。
- ・児童生徒が自分の役割を自覚し、仲間と気持ちを一つにして取り組むことによって協力の大切さに気づき、達成感を味わえる活動の設定。

#### (ウ) 体験活動の充実

- ・児童生徒が挑戦することで、達成感、感動、人間関係の深まりが感じられ、自己有用感が高められる活動の工夫。
- ・多様な価値観を認め合ったり、自分に自信をもったり、生き方にあこがれをもったりできるような異学年交流や学校間交流、地域の方と連携した行事の工夫。

#### (エ) 職員の研修

- ・教師自身が人権感覚を大切にした教育活動を展開する。なお、教師の不適切な認識や行動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方には細心の注意を払う。
- ・日常的に、当該児童生徒の特性や環境を踏まえた適切な支援ができるよう、スクールカウンセラー等、専門家の助言を得ながら、学校の状況に応じた研修を実施する。

#### イ 「いじめは絶対に許さない」という姿勢の周知

- ・「いじめは絶対に許さない」、「いじめられてよい子は一人もいない」という学校の姿勢や、いじめ防止等に関する学校の考え、取組等の保護者や地域への発信。各種集会やPTAの会合、地区懇談会等での周知。
- ・人権教育強調月間、定期的な教育相談、アンケートなどの年間計画への位置づけ。
- ・保護者や地域とともにいじめ防止等の取組を考え合う機会の設定。

#### ウ 児童生徒のいじめ防止等のための主体的活動の支援

- ・児童生徒による、自他の人権を守り、大切にしようとする活動や、自尊感情を高め、コミュニケーション能力をはじめとする人間関係形成能力を育てる活動、情報機器の使用に関する申し合わせづくりなどの活動への支援。

## (2) 早期発見の取組

### ア 日常活動を通じた早期発見

- ・児童生徒の表情を観察したり、声がけをしたりする、共に過ごす時間の確保。
- ・日記や生活記録を通じた対話による児童生徒の気持ちの変化の把握。
- ・学年会や生徒指導委員会での情報交換。
- ・児童生徒が日頃の悩みや相談したいことを直接伝えられる工夫。

### イ 相談体制の充実

- ・児童生徒や保護者、地域の方が安心して相談できるように、相談者の意向を尊重した対応を提示するなど、相談窓口の工夫、「(県) 子ども支援センター」、「(県教委) 学校生活相談センター」、「チャイルドライン」、「(県教委) SNS を活用した相談」等の校外相談窓口の周知。
- ・スクールカウンセラーとの積極的な連携。
- ・教育相談日や相談の時間の設定等による、すべての児童生徒との計画的な相談実施。
- ・校内の「いじめ不登校対策委員会」を中心とした確実な情報共有。

### ウ アンケートやチェックリストの活用

- ・Q U等（学校生活に関するアンケート）を用いた児童生徒一人ひとりの学校生活満足度や意欲、社会性についての現状把握。
- ・チェックリストを用いた担任自らの学級経営の点検。

## エ 「SOS の出し方に関する教育」の推進

- ・ 児童生徒らが SOS を発信することができるように、保健師等と連携し特別授業を実施する。

### (3) いじめへの対応

いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてくれた児童生徒の安全を確保したうえで、教職員は一人で抱え込むことなく、速やかに学校の「いじめ不登校対策委員会」等に、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的対応につなげる。そのため、全職員が組織的対応の仕方を以下のポイントをもとに共通理解しておく。

- 児童生徒の心身の保護を何よりも優先にした対処
- 見通しをもった支援・指導ができるようにするための対応手順の明確化
- 支援・指導方針や、具体的な対応の仕方、役割分担の決定
- 全体像の把握（事実確認）…いじめの訴えの傾聴、事実と気持ちの聴き取り、事実関係の整理（いじめの構造）、保護者との連携等
- いじめられた児童生徒、保護者への支援…必ず守り通す姿勢、心のケアや様々な弾力的な措置（別室での学習等）、保護者への迅速な連絡と対応の情報共有、児童生徒に寄り添い支える体制づくり、児童生徒及び保護者へのカウンセリング等
- いじめた児童生徒への指導と保護者への助言…事実と気持ちの聴き取り、いじめをやめさせる、疎外感や孤立感を与えないような配慮の下に指導を継続（いじめてしまった背景に十分留意した適切な指導）、保護者への迅速な連絡と継続した助言、よさを伸ばしていけるようなかわりの継続等により、自己肯定感・自己有用感を高め、再びいじめに向かうことのないようにするための再発防止への指導
- いじめが起きた集団への指導
- 村教育委員会への報告。保護者への連絡と連携した支援・指導
- 必要に応じて、関係機関（警察、児童生徒相談所等）との連携体制構築

また、いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは以下の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月を目安として止んでいること
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

### (4) ネット上のいじめへの対応

- ・ 未然防止の観点から児童生徒に対して情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対する啓発を行い、協力を得る。
- ・ インターネットの適正利用について、児童生徒が自ら考え、自ら行動するための取組を推進する。
- ・ 児童生徒間の情報に注意するなど、インターネット上のいじめの早期発見に努める。
- ・ 不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために、関係機関に相談するとともに、削除依頼の措置を講ずるなど適切に対処する。

### 三 重大事態への対応

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成 29 年 3 月文部科学省)」「不登校重大事態に係る調査の指針(平成 28 年 3 月文部科学省)」に基づき、適切に対応する。

＜「いじめの重大事態」とは＞

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
    - 児童生徒が自殺を企図した場合
    - 身体に重大な傷害を負った場合
    - 金品等に重大な被害を被った場合
    - 精神性の疾患を発症した場合
  - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
    - 年間 30 日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に報告し、調査する
- ※その他、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

#### (1) 村の対応

学校は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。また、不登校重大事態の場合は、重大事態に至るよりも相当前の段階から村教育委員会に報告・相談するとともに、迅速かつ適正に組織的対応をする。

- 事案発生直後に教職員の共通理解を図り、速やかに学校の「いじめ不登校対策委員会」を中核とし、対応チームを組織。
- 関係児童生徒への事実確認と関係児童生徒の保護者への迅速な連絡、連携した支援・指導
- 関係機関等（警察・医療・消防・村教育委員会・PTA 等）への緊急連絡と支援の要請、連携体制構築
- いじめられた児童生徒の安心・安全の確保  
「あなたは悪くない、必ず守り通す」というメッセージを伝え、安全・安心を確保し、学習やその他の活動が安心して行える環境を整備する。学校体制での見守りと、スクールカウンセラー等による心のケアを継続
- いじめた児童生徒への指導  
いじめを完全にやめさせ、自分の行為の責任を自覚させる指導を、健全な人間関係を育むことができるような配慮のもと継続

#### ア 調査の主体の判断

村教育委員会は、今までの経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒の保護者の訴えなどを踏まえて調査の主体を判断する。学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合や、学校主体の調査では十分な結果が得られないと判断したような場合は、村教育委員会が調査の主体となる。

#### イ 調査組織

- ・ 調査にあたっては、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図り、公平性・中立性・客観性を確保。
- ・ 学校が調査の主体となる場合は、学校の「いじめ不登校対策委員会」を母体として、事態の性質に応じて専門家を加える。

#### ウ 調査の実施

- ・ 調査の目的は、当該事態への対処と同種の事態の発生を防止すること。
- ・ 因果関係の特定を急がず、アンケート調査、児童生徒や関係者への聴き取り等を行い、客観的な事実関係を速やかに、可能な限り網羅的に明確にする。

- ・ 調査の主体（村教育委員会又は学校）は調査組織による調査に全面的に協力し、事実をしっかり向き合うことが重要。
- ・ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合は、遺族の気持ちに十分配慮しながら自殺の背景調査を実施することが必要。亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指す。

## エ 調査方針及び結果の提供及び報告

### (7) いじめを受けた児童生徒や保護者への情報提供

- ・ 調査実施前に、被害児童生徒・保護者に対しては以下の各事項について説明。
  - ① 調査の目的・目標
  - ② 調査主体（組織の構成、人選）
  - ③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
  - ④ 調査事項（いじめの事実関係、村教育委員会及び学校の対応等）・調査対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）
  - ⑤ 調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順）
  - ⑥ 調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）
- ・ 村教育委員会又は学校は、調査により明らかになった事実関係を適時・適切な方法で説明する。そのため、いじめられた児童生徒及びその保護者と定期的に連絡を取り合い、調査の経過や見通しを知らせておくことが必要。
- ・ 関係者の個人情報に十分配慮することが必要。ただし、その保護を理由に説明を怠るようなことがないようにする。

### (4) 調査結果の報告

- ・ 村教育委員会及び学校は、麻績村個人情報保護条例等に従って、被害児童生徒・保護者に情報提供及び説明を適切に行う。
- ・ 村教育委員会又は学校が報告した調査結果について、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望し、調査の報告に対する所見をまとめた文書を提出した場合は、それを調査結果の報告に添える。
- ・ 調査により把握した情報の記録は、原則として麻績村の文書管理規則等に基づき、これらの記録を適切に保存するものとするが、指導要録の保存期間に合わせて、少なくとも5年間保存する。

## (2) 村長による再調査

調査結果の報告を受けた村長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、以下に掲げる場合は、調査の結果について調査（「再調査」という）することを検討する。

- ① 調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合
- ② 事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合
- ③ 村教育委員会及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合
- ④ 調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合

## 四 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

麻績村は、自ら設置する学校の基本方針について策定状況を確認し、公表する。また、村教育委員会は「いじめ防止対策推進法」の施行状況、国・県の基本方針の見直しの状況等を勘案するとともに、学校や地域におけるいじめの状況やいじめ防止等の取組の実施状況、関係機関・団体等によるいじめ防止等の取組の状況を踏まえ、基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。